

資料2-1

藤枝市災害対策本部条例

昭和37年10月10日

条例第30号

改正 平成8年3月27日条例第1号

平成25年3月29日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、藤枝市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市災害対策本部運営要領

制 定 昭55. 3. 4告示10

(目的)

第1条 この要領は、藤枝市災害対策本部条例（昭和37年藤枝市条例第30号）の規定に基づき、藤枝市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(組織)

第2条 本部に藤枝市地域防災計画に掲げる部及び班を置き、同計画に掲げる事務を分掌する。

2 前項の部に部長を、班に班長を置く。ただし必要な部に副部長を、班に副班長を置くことができる。

(本部長、副本部長及び危機管理監)

第3条 本部長は、市長がこれにあたる。

2 副本部長は、副市長、教育長をもってあたる。ただし本部長が欠けたとき、又は事故あるときは副市長、教育長の順序であたる。

3 市長は、本部員のうちから危機管理監を任命することができる。

4 危機管理監は、本部長の命を受け、特令事項を総理するとともに、本部員を指揮監督し、本部長及び副本部長が欠けたとき、又は事故あるときはこれにあたる。

5 危機管理監が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ指名した職員がその職務を代理する。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員は、別表に掲げる者をもってあてる。

(部長等)

第5条 部長、副本部長、班長及び副班長は、藤枝市地域防災計画に掲げる職にある者をもってあたる。

2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

3 副本部長は、部長を補佐し部の事務を整理し、部長が欠けたとき、又は事故あるときはその職務を代理する。

4 班長は、自班の所掌事務について、部長を補佐するとともにその事務の処理にあたる。

5 副班長は、班長を補佐し班の事務を整理し、班長が欠けたとき、又は事故あるときはその職務を代理する。

(現地指揮)

第6条 本部長は、応急措置のため現地指揮を必要と認めるときは、被災地に総合指導班及び施設指導班を派遣することができる。

2 指導班長は、本部の班長又は課長職にあるものをもってこれにあたる。

(被災地災害対策本部)

第7条 本部長は、必要があると認めたときは、被災地災害対策本部を設置することができる。

2 被災地災害対策本部の組織、その他については、その都度本部長が定め、被災地災害対策本部長は、副本部長のうちから本部長が命ずる。

3 被災地災害対策本部長は、部員を指揮し、各種団体及び地域住民を指揮して適切かつ必要なる災害対策及び措置を講ずるものとする。

(本部の設置及び閉鎖)

第8条 危機管理監又は総務部長は、防災計画の定めるところにより本部の設置を必要と認めたときは、本部長の承認を得て本部を設置する。

2 本部が設置されたときは、本部室を市庁舎西館3階特別会議室、又は西館5階大会議室に置く。

3 本部が設置されたときは、市庁舎玄関に「藤枝市災害対策本部」の掲示をする。

4 本部室には、総務部大規模災害対策課班、地域防災課班、初動体制要員及び本部要員を配置する。

5 危機管理監又は総務部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、各部長と協議し本部長の承認を得て本部を閉鎖する。

(本部会議)

第9条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため本部会議を召集する。

2 本部会議は、本部長の統括のもとに副本部長、危機管理監及び部長をもって構成する。

3 各部長は、それぞれの所管事項に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

4 部長が不在のときは、副部長又は部長の指定する班長が出席するものとする。

(配備体制)

第10条 災害が発生し、又は発生が予想されるおそれがあるときの配備体制は次のとおりとする。

(1) 情報受領配備体制

本部が設置されていない勤務時間外における災害にかかる情報の受領は、志太消防本部が受領し、「勤務時間外による情報及び動員伝達系統」により伝達するものとする。

(2) 勤務時間外における地震発生時の職員初動配備体制

(3) 本部設置の配備体制

藤枝市地域防災計画に基づき、非常活動の実施に必要な配備とする。

事前配備体制

第1次配備体制

第2次配備体制

第3次配備体制

2 前項の配備体制における職員の動員等については、本部長が決定する。

3 職員は、一定規模以上(風水害等の警報、震度3以上の地震等)の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、居所、連絡先を明らかにし、常に連絡のとれる状況にしておくものとする。

(県の職員及び自衛隊の派遣)

第11条 本部長は、災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合は、必要に応じ県の職員又は自衛隊の派遣を要請するものとする。

(関係機関等の連絡)

第12条 各部長は、災害の状況に応じ関係機関に協力を要請する必要があるときは、危機管理監又は総務部長と協議しなければならない。

(情報及び被害状況等の報告)

第13条 危機管理監又は総務部長は、静岡地方気象台及び県等から情報を受けたときは、速やかに本部長、副本部長及び各部長に伝達するものとする。

2 危機管理監又は総務部長は、情報及び被災の状況の報告を受けたときは、その概況を掌握し直ちに本部長、副本部長及び担当部長に連絡するものとする。

- 3 部長、副部長及び班長は、情報及び被害の状況の報告を受けたとき、又は知ったときは危機管理監又は総務部長に報告するものとする。

(職員の心構え)

第14条 本部長の発する命令及び部長、副部長、班長が発する指示、連絡等の伝達、並びに本部あての報告、要請等の受理にあたった職員は、その記録を励行し受理、伝達の確実を期するものとする。

- 2 前項の記録は応急措置が完了し、当該記録の不要になるまで保存しなければならない。
- 3 職員は、本部の行う応急救助、復旧等の活動に協力するため参集した奉仕団その他一般奉仕者に対して誠実に応対するものとする。
- 4 職員は自らの言動によって住民に不安を与え、もしくは住民の誤解を招き、又は本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、藤枝市地域防災計画に定めるところにより、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年10月10日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 災害対策本部員

区分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
〃	副市長
〃	教育長
本部員	危機管理監
〃	総務部長
〃	市理事
〃	企画創生部長
〃	広域連携担当理事
〃	財政経営部長
〃	市民協働部長
〃	スポーツ文化観光部長
〃	健康福祉部長
〃	健康福祉部こども未来応援局長
〃	健康福祉部健やか推進局長
〃	産業振興部長
〃	都市建設部長
〃	都市建設部基盤整備局長
〃	環境水道部長
〃	会計管理者
〃	教育部長
〃	議会事務局長
〃	監査委員事務局長
〃	病院事務部長
〃	志太広域事務組合の消防吏員のうちから市長が任命する者

資料2-3

藤枝市地震災害警戒本部条例

制 定 昭54. 12. 24条例33
最近改正 平25. 3. 29条例 9

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、藤枝市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置く。

3 副本部長は、市の副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(3) 市の教育委員会の教育長及び教育部長

(4) 市の環境水道部長

(5) 志太広域事務組合の消防吏員のうちから市長が委嘱する者

(6) 市の消防団長

(7) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置く。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員又は本部職員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月22日条例第31号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年12月22日条例第24号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年12月22日条例第24号）

- 1 この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第33号）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第52号）抄

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月20日条例第28号）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第32号）抄

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日条例第 9 号）抄

- 1 この条例は、平成25年 3 月31日から施行する。

藤枝市地震災害警戒本部運営要領

制 定 昭55. 1. 29. 告示7

(目的)

第1条 この要領は、藤枝市地震災害警戒本部条例（昭和54年藤枝市条例第33号）規定に基づき、藤枝市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、地震防災対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(組織)

第2条 警戒本部に藤枝市地域防災計画に掲げる部及び班を置き、同計画に掲げる事務を分掌する。

2 前項の部に部長を、班に班長を置く。ただし必要な部に副部長を、班に副班長を置くことができる。

(本部長、副本部長及び危機管理監)

第3条 本部長は、市長がこれにあたる。

2 副本部長は、副市長、教育長をもってあたる。ただし本部長が欠けたとき、又は事故あるときは副市長、教育長の順でその職務を代理する。

3 市長は、本部員のうちから危機管理監を任命することができる。

4 危機管理監は、本部長の命を受け、特令事項を総理するとともに、本部員を指揮監督し、本部長及び副本部長が欠けたとき、又は事故あるときはこれにあたる。

5 危機管理監が欠けたとき、又は事故有るときは、あらかじめ指名した職員がその職務を代理する。

(地震災害警戒本部員)

第4条 地震災害警戒本部員は、別表に掲げる者をもってあてる。

(部長等)

第5条 部長、副本部長、班長及び副班長は、藤枝市地域防災計画に掲げる職にある者をもってあたる。

2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

3 副本部長は、部長を補佐し部の事務を整理し、部長が欠けたとき、又は事故あるときはその職務を代理する。

4 班長は、自班の所掌事務について、部長を補佐するとともにその事務の処理にあたる。

5 副班長は、班長を補佐し班の事務を整理し、班長が欠けたとき、又は事故あるときはその職務を代理する。

(警戒本部の設置)

第6条 警戒本部が設置されたときは、本部室を市庁舎西館3階特別会議室、又は西館5階大会議室に置く。

2 警戒本部が設置されたときは、市庁舎玄関に「藤枝市地震災害警戒本部」の掲示をする。

(警戒本部会議)

第7条 本部長は、地震防災対策の重要事項を協議するため警戒本部会議を招集する。

2 警戒本部会議は、本部長の統括のもとに副本部長、本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所管事項に関し、警戒本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

(配備体制)

第8条 地震防災応急対策を実施するための配備体制は、別に定める「職員配備体制」とする。

2 勤務時間外、又は休日における連絡体制は、「勤務時間外による情報及び動員伝達系統」により伝達するものとする。

(県の職員及び自衛隊の派遣)

第9条 本部長は、必要に応じ県の職員又は自衛隊の派遣を要請するものとする。

(職員の心構え)

第10条 本部長の発する命令及び部長、副本部長、班長が発する指示、連絡等の伝達、並びに警戒本部あての

報告、要請等の受理にあたった職員は、その記録を励行し受理、伝達の確実を期するものとする。

2 前項の記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。

3 職員は自らの言動によって住民に不安を与え、もしくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、藤枝市地域防災計画に定めるところにより、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年10月11日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 地震災害警戒本部員

区分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
副本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	危機管理監
〃	総務部長
〃	市理事
〃	企画創生部長
〃	広域連携担当理事
〃	財政経営部長
〃	市民協働部長
〃	スポーツ文化観光部長
〃	健康福祉部長
〃	健康福祉部こども未来応援局長
〃	健康福祉部健やか推進局長
〃	産業振興部長
〃	都市建設部長
〃	都市建設部基盤整備局長
〃	環境水道部長
〃	会計管理者
〃	教育部長
〃	議会事務局長
〃	監査委員事務局長
〃	志太広域事務組合の消防吏員のうちから市長が任命する者
〃	病院事務部長
〃	藤枝市消防団長
〃	静岡県藤枝警察署の警察官のうちから市長が委嘱する者
〃	西日本電信電話株式会社静岡支店の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
〃	中部電力株式会社藤枝営業所の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
〃	東海ガス株式会社の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
〃	静岡県派遣職員

藤枝市議会災害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤枝市議会災害対策本部の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 藤枝市議会議長（以下「議長」という。）は、藤枝市地震災害警戒本部又は藤枝市災害対策本部（以下「市警戒本部等」という。）が設置された場合において、これを支援するため必要と認めるとき又は藤枝市長の要請を受けたときは、藤枝市議会内に藤枝市議会災害対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

(所管事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 藤枝市の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、市警戒本部等と密接な連絡をとる。
- (2) 市警戒本部等を支援し、円滑な対応の推進を図る。
- (3) 地域自主防災組織の督励支援を行う。
- (4) 災害関連議会運営の円滑化を図る。

(本部)

第4条 本部長は、議長をもってあて、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、副議長をもってあて、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 本部員は、常任委員長、事務局長をもってあて、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(班)

第5条 本部に班を置き、班長及び副班長を置く。

- 2 班長は、常任委員長をもってあて、副班長は常任副委員長とし、班員は常任委員をあて、次の班を構成する。

ア 総務班	班 長	総務委員長
	副班長	総務副委員長
	班 員	総務委員
イ 健康福祉教育班	班 長	健康福祉教育委員長
	副班長	健康福祉教育副委員長
	班 員	健康福祉教育委員
ウ 建設経済環境班	班 長	建設経済環境委員長
	副班長	建設経済環境副委員長
	班 員	建設経済環境委員

- 3 各班は、次に掲げる事務を行う。

(1) 総務班

市警戒本部等における総務部、企画創生部、財政経営部、市民協働部、ス

スポーツ文化観光部、出納室、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び
固定資産評価委員会への協力支援及び自主防災組織との連絡調整

(2) 健康福祉教育班

市警戒本部等における健康福祉部・教育委員会及び病院への協力支援及び
自主防災組織との連絡調整

(3) 建設経済環境班

市警戒本部等における産業振興部、都市建設部、環境水道部及び農業委員
会への協力支援及び自主防災組織との連絡調整

(議員の心構え)

第6条 藤枝市議会議員は市警戒本部等が設置されたときは、常に居所又は連絡場
所を明らかにし、本部の設置に伴い本部長の要請で、前条に定めるところにより
従事する。

(連絡)

第7条 議員への連絡は、有線による連絡により、これによりがたいときは他の方
法により市役所参集の事務局職員が連絡する。

2 議員から市への有線による連絡ができないときは、地区防災拠点の無線による。

(議会事務局職員の対応)

第8条 第6条の規定は、藤枝市議会事務局職員にこれを準用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

藤枝市防災会議条例

制 定 昭37. 9. 30条例29

最近改正 平25. 3. 29条例4

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、藤枝市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 藤枝市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育委員会の教育長
 - (6) 志太広域事務組合の消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月8日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年3月31日から施行する。

資料2-7

藤枝市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市防災会議条例（昭和37年条例第29号）第5条の規定に基づき、藤枝市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の召集)

第2条 会議は必要のつど会長が召集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第3条 委員はやむを得ない事情により出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を召集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を召集することができないときは、会長は会議の権限に属する事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある市職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部危機管理センター大規模災害対策課において処理する。

附 則

この告示は、昭和39年10月5日から施行する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

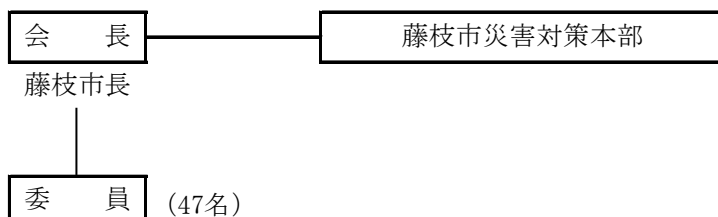
附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

資料2-8 藤枝市防災会議編成表



令和7年4月1日現在

No.	機 関 名	職 名	No.	機 関 名	職 名
1	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	所 長	23	藤枝市	副市長
2	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	所 長	24	〃	副市長
3	農林水産省関東農政局静岡県拠点	次 長	25	〃	教育長
4	静岡県中部地域局	局 長	26	〃	病院事業管理者
5	静岡県中部健康福祉センター	所 長	27	〃	危機管理監
6	静岡県志太榛原農林事務所	所 長	28	〃	総務部長
7	静岡県島田土木事務所	所 長	29	〃	市理事
8	静岡県藤枝警察署	署 長	30	〃	企画創生部長
9	大井川土地改良区	理事長	31	〃	広域連携担当理事
10	東海旅客鉄道(株)藤枝駅	駅 長	32	〃	財政経営部長
11	西日本電信電話(株) 静岡支店	支店長	33	〃	市民協働部長
12	日本郵便事業(株)藤枝支店	総務部長	34	〃	スポーツ文化観光部長
13	中部電力パワーグリッド(株) 藤枝営業所	所 長	35	〃	健康福祉部長
14	東海ガス(株)	代表取締役	36	〃	こども未来応援局長
15	日本通運(株) 静岡支店	支店長	37	〃	健康福祉部健やか推進局長
16	大井川農業協同組合 青島支店	藤枝統括	38	〃	産業振興部長
17	一般社団法人志太医師会	会 長	39	〃	都市建設部長
18	一般社団法人藤枝歯科医師会	会 長	40	〃	都市建設部基盤整備局長
19	一般社団法人藤枝薬剤師会	会 長	41	〃	環境水道部長
20	藤枝市消防団	団 長	42	〃	会計管理者
21	市長が特に必要と認めた者（藤枝市女性消防団員）	代 表	43	〃	教育部長
22	藤枝市自治会連合会	会 長	44	〃	議会事務局長
			45	〃	監査委員事務局長
			46	〃	病院事務部長
			47	志太消防本部	消防長

藤枝市危機担当監設置要綱

令和2年3月10日

告示第26号

(設置)

第1条 危機事案の発生に備え、平常時から危機管理関連情報の共有化及び連携を推進し、危機事案が発生した場合の円滑・的確な対応等を図るため、各部に危機担当監を置く。

(任命)

第2条 危機担当監は、調整監の中から任命する。

(危機担当監の職務)

第3条 危機担当監は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 平常時において、市地域防災計画、市国民保護計画等の検討及び修正を行うとともに、部内の危機管理に関する危機意識の醸成や必要な対策を推進すること。
- (2) 所属部職員の迅速かつ的確な初動体制及び応急対策を確保するため、各種計画、マニュアル等の作成及び修正を指示し、必要な訓練等を実施すること。
- (3) 危機発生時においては、災害等対策本部の設置の有無に関わらず、部局長を補佐し、部内応急対策の検討・調整を行うこと。

(会議)

第4条 次に掲げる事項を処理するため、危機担当監会議を置く。

- (1) 危機事案に関する対策案を策定すること。
- (2) 危機担当監相互の連絡調整と、情報の共有を行うこと。
- 2 危機担当監会議は、危機管理監と危機担当監及び報道監で組織する。ただし、危機管理監は危機事案の内容等により関係する部局長及び課長を会議の構成員とすることができる。
- 3 会長は危機管理監とし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した職員がその職務を代理する。
- 4 危機担当監会議は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第5条 危機担当監会議の庶務は、大規模災害対策課において処理する。

附 則

この告示は、令和2年3月10日から施行する。

藤枝市防災行政無線管理運用規程

平成3年10月29日

訓令第7号

改正 平成11年3月23日訓令第11号

平成13年3月28日訓令第12号

平成17年3月31日訓令第5号

平成22年3月23日訓令第7号

平成23年3月31日訓令第12号

平成24年3月26日訓令第5号

平成25年3月29日訓令第1号

平成27年3月31日訓令第3号

平成28年11月16日訓令第14号

平成29年3月31日訓令第5号

平成30年3月30日訓令第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、藤枝市における防災行政無線の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）その他関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 市長が別に定める防災行政無線を構成する無線局をいう。
- (2) 同報親局 市庁舎に設置する無線（志太広域事務組合志太消防本部（以下「志太消防本部」という。）の遠隔制御器を含む。）で、特に二つ以上の受信設備に同時に同一内容の送信のみを行う無線局をいう。
- (3) 同報子局 行政上必要ある箇所に設置するもので、同報親局を相手とする受信のみを目的とする屋外受信設備及び戸別受信設備をいう。
- (4) 基地局 移動局と通信を行うため市庁舎に設置された移動しない無線局をいう。
- (5) 移動局 陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

第2章 無線局の組織

(無線局の目的)

第3条 無線局は、防災行政及びその他の事務の責務を遂行するために必要な通信を行うことを目的とする。

(無線設備の保守管理)

第4条 無線局の無線設備の保守点検に関する業務は、総務部大規模災害対策課が担当する。

(無線管理者)

第5条 無線局に、無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、無線局の運用に関する業務を総括し、通信取扱責任者を指揮する。
- 3 無線管理者は、危機管理監の職にあるものをもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に、通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、無線局の管理運用を行うものとする。

3 通信取扱責任者は、総務部大規模災害対策課長の職にあるものをもって充てる。

(通信担当者)

第7条 通信担当者は、当該無線局の無線設備を操作し得る資格を有する無線従事者を充てる。

2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け無線設備の操作を行う。

3 通信担当者は、基地局の相手方である移動局の無線設備を操作する通信取扱者（以下「通信者」という。）を指揮監督する。

(通信者)

第8条 通信者は、通信担当者の管理のもとに、電波関係法令に基づいた無線設備の操作を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(無線従事者の配置)

第10条 無線管理者は、無線従事者の充足に努め、防災行政無線の運用に支障のないよう適正に配置するものとする。

第3章 無線局の運用

(通信の原則)

第11条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開局の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、緊急に関する通信を優先し、一般通信は、受付順に行う。

(同時通報の事務)

第12条 防災行政無線の同時通報（同報親局から複数の同報子局へ同一内容の送信を同時に行うことをいう。次条において同じ。）に関する事務は、企画創生部広報課又は志太消防本部において行う。

(通報の種類及び時間)

第13条 同時通報用無線の同時通報は、緊急通報、一般通報及び試験通報とする。

2 緊急通報は、非常災害等緊急を要する事態が発生し、又は発生が予想されるときに行う。

3 一般通報は、多数の住民に伝達し、又は協力を求める必要があるときに行う。

4 試験通報は、毎日午前7時及び午後5時の2回とし、通報時間は、1回3分以内とする。

(通信の統制)

第14条 無線管理者は、非常災害時その他緊急時における通信の円滑な運用を確保するため、通信運用を制限し、又は緩和することができる。

(他無線局との関係)

第15条 無線管理者は、同一周波数を使用する他の無線局及び関係無線局と連絡調整を行い、非常災害時その他緊急時における通信の円滑な運用に万全を期するものとする。

(通信訓練)

第16条 無線管理者は、無線局の円滑な運用を図るため、通信訓練を年2回以上行うものとする。

第4章 災害時における通信体制

(指揮指令)

第17条 藤枝市地震災害警戒本部又は藤枝市災害対策本部が設置された場合には、本部長は、無線管理者を指揮する。

(要員体制)

第18条 無線管理者は、非常災害が発生し、又はそのおそれがあると予想されるときは、直ちに通信取扱責任者に対し、通信担当者を無線局に勤務させることを命じ、その他通信確保に必要な措置をとらなければならない。

2 通信取扱責任者及び通信担当者は、前項の命を受け、又は非常災害の発生若しくはそのおそれを察

知したときは、直ちに無線局に勤務しなければならない。

第5章 無線局の管理

(職員の研修)

第19条 無線管理者は、通信取扱責任者、通信担当者及び通信者に対し、電波関係法令及び無線局運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(無線従事者の異動報告)

第20条 電波法第51条で準用する同法第39条第4項の規定による無線従事者の異動報告は、無線管理者が行う。

(備付簿冊等)

第21条 無線管理者は、電波法施行規則第38条に規定する業務書類を無線局に備えつけ、それを管理保存するものとする。

(無線設備の保全)

第22条 無線管理者は、無線設備保全のため年2回以上定期点検を実施し、設備の保全に努めるものとする。

2 定期点検は、施工業者と保守委託契約を結び、点検の方法及び項目については、当該契約に定めるものとする。

3 通信担当者は、移動局及び非常電源の機能試験を月1回以上行うものとする。

第23条 通信担当者又は通信者は、無線設備の故障により通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をとるとともに通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに指定業者に修理させるとともに無線管理者に報告するものとする。

(広域共通波)

第24条 広域共通波の実装された移動局は、災害時等に他の市町村との交信に使用する。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成3年11月1日から施行する。

2 藤枝市同報無線管理規程（昭和56年藤枝市訓令第8号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月23日訓令第11号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日訓令第12号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第12号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第13条の改正規定は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成25年3月31日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日訓令第 3 号）

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年11月16日訓令第14号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日訓令第 5 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日訓令第 5 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市防災行政無線管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市防災行政無線管理運用規程（平成3年藤枝市訓令第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(無線局の構成)

第2条 基地局及び移動局の構成は、別に定めるものとする。

2 同報親局及び同報子局の構成は、別に定めるものとする。

(通報の内容)

第3条 同報無線の通報事項は、次に定めるところによる。

- (1)地震、台風、水害、火災その他災害情報で住民に対し、緊急に伝達を必要とするもの
- (2)人命又は財産に重大な影響をあたえるおそれのあるもの
- (3)多数の住民の協力及び理解を得るため、伝達を必要とするもの
- (4)その他公共性がある事項で市長が特に認めるもの

(通報の申込)

第4条 同報無線を利用しようとする者は、同報無線通報申込書（第1号様式）により、通報しようとする5日前までに広報課長に申し込むものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

2 前項の場合において、広報課長は、当該申込書の内容を審査し、必要なときは通報内容を変更することができる。

3 無線管理者は、通報の可否を決定する。

4 平常執務時間外の特報無線の通報は、平常執務時間外における同報無線運用要領（平成元年藤枝市訓令第12号）により行う。

(通信の方法)

第5条 同時通報の種類は、一斉呼出、地区別呼出及び戸別呼出とし、次に掲げる順に行うものとする。

(1)チャイム

(2)こちらは“こうほうふじえだ”です

(3)通報内容

(4)こちらは“こうほうふじえだ”です

(5)チャイム

2 基地局と移動局の間の通信は、次に掲げる順に行い、その内容は当該各号に定めるところによる。

(1)呼び出し 相手局呼出名称（又は呼出符号） 3回以下

こちらは 1回

自局呼出名称（又は呼出符号） 3回以下

(2)応 答 相手局呼出名称（又は呼出符号） 3回以下

こちらは 1回

自局呼出名称（又は呼出符号） 3回以下

どうぞ

(3)通 話 通信事項 1回

どうぞ

(備付け書類等)

第6条 無線局には、次に掲げる業務書類等を備えなければならない。

- (1) 免許状（移動局にあつては、これに代わる証票）送信装置のある見易い場所又は無線機本体に添付すること。
- (2) 無線局検査簿 使用を終わった後次の定期検査まで保存すること。
- (3) 無線従事者選解任届の写し（第2号様式）
- (4) 無線業務日誌（第3号様式）使用を終わった日から2年間保存すること。
- (5) 正確な時計
- (6) 無線局管理運用規程
- (7) 電波法令集
- (8) 無線局申請書副本等（申請書及び届出にかかわる一切の書類）
- (9) 無線日誌抄録の写し（第4号様式）
（通信訓練）

第7条 無線管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練（毎年1回以上）
 - (2) 定期通信訓練（毎月1回以上）
- 2 同時通報の訓練については、住民への警報通報等の伝達訓練を実施するものとする。
- 3 基地局と移動局との訓練については、通信統制、情報収集及び伝達訓練を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月24日から施行する。

第1号様式

年 月 日

広報課長様

申込課 _____ 課

申込課 決裁	課長	係長	担当

同報無線通報申込書（一般・緊急）

日 時	年 月 日 曜日	午前 午後	時 分
件 名			
地 域	(ア) 市内全域 (イ) 地域限定 _____ 地域 (同報子局番号: _____)		
通 報 内 容			

決 裁	広報課長	広報課係長	広 報 課 僚	大規模災害 対策課長

処 理	日 時	操作員	放送者	キックオフ メール入力	消防へFAX 623-9155	電話交換室へコピー ※休日分は守衛室へ
	年 月 日 午前 午後 時 分					
						地域包括ケア 手配依頼書コピー

第2号様式

主任無線従事者

選（解）任届

無線従事者

整理 番号	
----------	--

年 月 日

東海総合通信局長 殿

届出者 郵便番号
住 所
電話番号
氏 名

主任無線従事者 第39条
次のとおり を選（解）任したので、電波法 の規定により届けます。
無線従事者 第51条

記

無線局の種別等

無線局の種別	識別信号	免許の番号	無線設備の設置場所

年 月 日 現在

主任	(ふりがな) 氏 名	資格	選任年月日	業務経歴	住 所
		免許証番号			

第4号様式

無 線 局 業 務 日 誌 抄 録

年 月 日 免許人住所

[illegible][illegible]

無線局名 (呼出名称又は 呼出符号を記載)		□ □	□ □□□ □ □□□
無線従事者の資格	□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□	
	□	□□	□ □□ □
	□	□□	□ □□ □
	□	□□	□ □□ □
	□	□□	□ □□ □
	□	□□	□ □□ □
機器の故障の 事実及びこれ に対する措置 の概要			
空電、混信、受 信感度の減退 等不良の通信 状態の概要			

	月 別	通 信 時 間	通 信 回 数
毎月の延べ通信時間 又は通信回数 〔 多重無線設備の固定局及び無線標識局の場合は、記載を要しない。 〕	1 月	時間 分	回
	2 月	時間 分	回
	3 月	時間 分	回
	4 月	時間 分	回
	5 月	時間 分	回
	6 月	時間 分	回
	7 月	時間 分	回
	8 月	時間 分	回
	9 月	時間 分	回
	10 月	時間 分	回
	11 月	時間 分	回
	12 月	時間 分	回
	合 計		
実験の方法、経過 及び結果の概要 （実験局に限る） 実用化試験の方法、経過及び結果の概要 〔 実用化試験局に限る。 〕			
そ の 他 参 考 と な る 事 項			

資料2-12

平常執務時間外における同報無線運用要領

(目 的)

第1条 この要領は、平常執務時間外（以下「時間外」という。）における同報無線（以下「同報」という。）の運用に関し必要な事項を定め、円滑かつ適切な対応を図るものとする。

(運 用)

第2条 志太消防本部情報指令課長は、時間外に同報の通報の必要が生じたときは、市民に対し緊急に伝達を必要とする場合に限り、志太消防本部消防長と協議し通報を行う。

第3条 時間外の同報の通報は、原則として遠隔制御器にて行う。ただし、必要に応じて同報親局にて行うことができる。

第4条 時間外の同報の通報は、あらかじめ志太消防本部通信指令課長が指名する消防職員が行う。

第5条 時間外の同報の通報は、原則として午前7時から午後9時までの間とする。

(連 絡)

第6条 志太消防本部情報指令課長は、同報の内容により、必要に応じて関係部課及び機関に連絡する。

(報 告)

第7条 志太消防本部情報指令課長は、時間外に同報を通報したときは、危機管理監に報告する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、その都度関係機関と協議して定める。

附 則

この要領は、平成元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

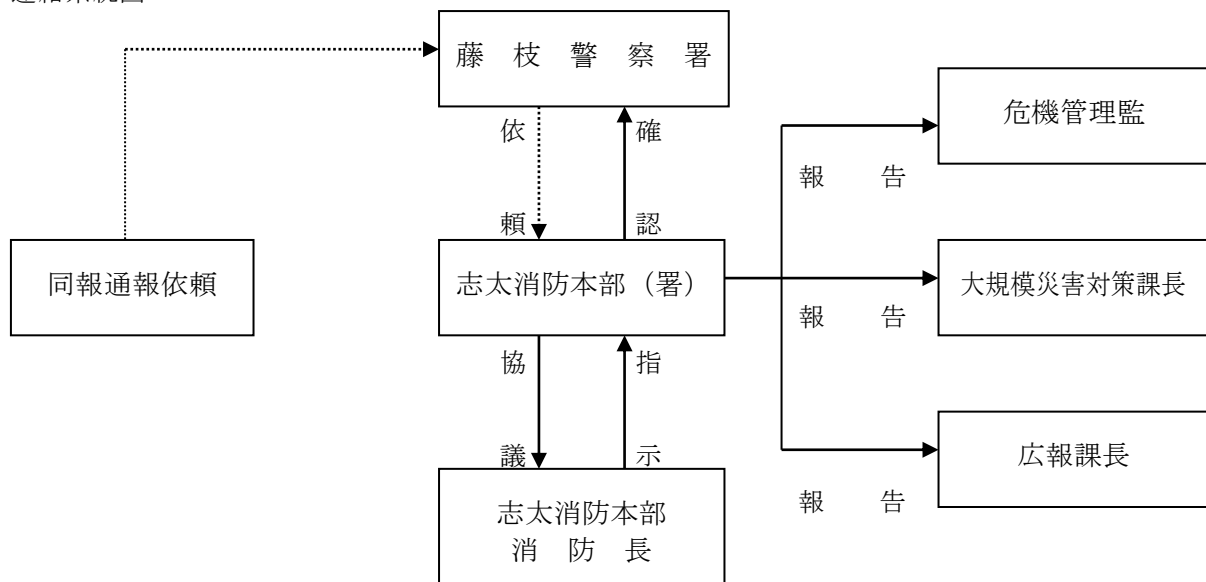
附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

連絡系統図



災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月28日

条例第22号

改正 昭和50年5月28日条例第16号

昭和52年3月31日条例第12号

昭和53年7月21日条例第15号

昭和56年10月2日条例第32号

昭和57年9月28日条例第28号

昭和62年3月25日条例第19号

平成4年9月24日条例第34号

平成20年12月25日条例第114号

令和2年3月23日条例第11号

令和6年10月3日条例第26号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 藤枝市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）

第6章 補則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害がある市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

区分		限度額
(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	ア 家財等の損害がない場合	150 万円
	イ 家財の3分の1以上の損害がある場合	250 万円
	ウ 住居が半壊した場合	270 万円
	エ 住居が全壊した場合	350 万円
(2) 世帯主の負傷がない場合	ア 家財の3分の1以上の損害がある場合	150 万円
	イ 住居が半壊した場合	170 万円
	ウ 住居が全壊した場合	250 万円
	エ 住居の全体が滅失又は流失した場合	350 万円
(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。		

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 藤枝市災害弔慰金等支給審査委員会

（委員会）

第16条 市長の諮問に応じて災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条に規定する審議会その他の合議制の機関として、藤枝市災害弔慰金等支給審査委員会（次項において単に「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6章 補則

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

(岡部町の編入に伴う経過措置)

2 岡部町の編入の日の前日までに、岡部町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年岡部町条例第25号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（昭和50年5月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和52年3月31日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年7月21日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年10月2日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生

じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年9月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年9月24日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条、第10条及び第13条第1項の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月25日条例第114号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和6年10月3日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2-14

日本水道協会静岡県支部水道震害等相互応援対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本水道協会静岡県支部（以下「県支部」という。）の正会員（以下「会員」という。）に、地震・異常渇水等による水道施設に被害（以下「震害等」という。）が生じた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互応援（以下「応援活動」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織及び相互応援体制)

第2条 県支部内を東部、中部、西部の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 県支部長都市に事務局を設置する。

3 震害等が発生した場合において、会員は、被災会員に対する応援活動について、相互に協力するものとする。

4 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、震害等が発生したときは、すみやかに必要な情報を相互に交換するものとする。

5 前項に規定する各会員の連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(応援の要請)

第3条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 各会員は、ブロック代表都市に応援を要請することができる。

(2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、県支部長に応援を要請することができる。

(3) 県支部長は、県内の他のブロック代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会中部地方支部へ応援を要請することができる。

(4) 県支部長都市が被災した場合は、前条で規定した各ブロックの代表都市間で協議し相互応援体制を確立する。

2 応援を要請するときは、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日すみやかに被災に伴う応援活動の要請を文書により要請先まで提出する。(様式1)

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援場所及びその経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援内容)

第4条 応援内容は、原則として被災会員の応急給水及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業

(3) 応急復旧資材の提供

(4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援活動)

第5条 応援活動の作業期間は、被災会員と応援会員とが被災状況を勘案し、協議して定めるものとする。

2 各会員が所有する給水用具、機械工具等は、別表2のとおりとし、被災会員から要請があったときは、各会員は応援能力の範囲内で配慮するものとする。

3 各会員の災害発生直後に応援に従事できる職員は、別表3のとおりとし、被災会員から要請のあったときは、各会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急復旧用資機材の提供)

第6条 各会員は、被災会員から応急復旧用資機材の提供について要請があったときは、応援能力の範囲内で提供するものとする。

(応援職員の派遣)

第7条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類、食料及びその他日用品並びに野外で宿営できるよう、テント、寝袋、携帯電灯等を携行させるよう努めるものとする。

2 応援職員は、応援会員名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

(応援職員の受入)

第8条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、各会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を定めておくものとする。

(応援に要する費用負担の原則)

第9条 この要綱に基づく応援に要する費用の負担については、被災会員が負担することを原則として、応援会員と被災会員とが協議して定めるものとする。

2 被災会員が負担すべき費用であっても被災会員が当該費用を支弁する余裕が無い場合は、応援会員が一時繰替支弁するものとする。

3 応援に要する費用負担の原則については、次の各号及び次表に定めるところによる。

(1) 応援会員が派遣する職員に係る人件費は、応援会員が負担するものとする。

(2) ただし、旅費及び諸手当（調整手当等応援の有無に関らず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、当該職員を派遣した会員の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内において、被災会員が負担する。

(3) 応援会員の職員が応援活動に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災

(4) 害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合における治療費は、

(5) 被災会員の負担とする。

(6) 応援会員の職員の被災地での宿泊や食料にかかる経費については、被災会員の負担とする。ただし、

(7) それを補完する目的で応援会員の職員が携行する食料や生活用品等については、応援会員の負担とする。

(8) 応援会員の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、被災会員の負担とし、応援会員の算定基準による。

(9) 応援会員の職員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合には被災会員が、被災地への往復途中に生じたものについては、応援会員がその賠償の責に任じる。

(10) 法令上特別の定めその他の定めにより、応援会員に対して応援に要した費用について国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災会員の負担額から控除する。

区 分	被災会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人 件 費 等	超過勤務手当、深夜勤務手当、 特殊勤務手当、管理職員特別勤務 手当、旅費（日当を含む。）	給料、調整手当等基本的な手当
材 料 費	継ぎ手、直管等	
請 負 工 事 代 金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン及び軽油）、修理 費、賃借料、輸送料	
滞 在 費 用	食料費（弁当）、 宿泊料（仮設ハウス設置費用）	携行する食料費、携行する寝袋、 テント等に要する費用、被服費（防 寒着・貸与被服のない職員分及び クリーニング代）、生活用品その他 福利厚生費
そ の 他 事 務 費 等	写真代（工事確認用）、作業用消耗 品に要する費用、電話料金（テレ ホンカード・FAX等含む）、トラ ンシーバー、消火器、地図等に要 する費用、コピー代	写真代（記録・広報用）事務用品 （左欄に掲げるものを除く。）
補 償 関 係	応援職員の傷病に対する応急的な 治療費、第三者に対する損害補償 金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中の 公務災害）、第三者に対する損害補 償金の負担（往復途上）

（会員以外の市町村への応援）

第 10 条 会員以外の市町村から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。

（連絡担当者名簿等の報告）

第 11 条 各会員は、別表 1 から別表 3 までの内容について毎年 4 月 1 日現在で報告書を作成し、4 月末日までに県支部長に報告するものとする。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めによりがたいと認める事項については、その都度、県支部役員会で協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。